

規約・規程・細則集

2015年 7月 3日現在

情報産業労働組合連合会

KDDI 労働組合

本社中央支部

目 次

I. 本社中央支部規約	3
第1章 総則	3
第2章 目的と事業	4
第3章 組合員	5
第4章 構成	7
第5章 機関	8
第6章 役員及び職場委員	13
第7章 事業部	15
第8章 検討委員会	16
第9章 選挙	17
第10章 会計	17
第11章 旅費規定	18
第12章 附則	19
別表1	21
別表2	22
別表3	23
別表4	24
II. 本社中央支部給与規程	25
III. 本社中央支部選挙細則	29
IV. 会計細則	33
V. 本社中央支部事業部細則	35

I. 本社中央支部規約

第1章 総則

(名称と事務所の所在地)

第1条 この支部はKDD I 労働組合本社中央支部と称し、略称「KDD I 労組本社中央支部」といい、事務所を次の住所におく。

東京都千代田区飯田橋3-10-10

(構成)

第2条 この支部はKDD I 労働組合本部規約第2条、第22条及び第24条により組織され、別表1に定める事業所に勤務する組合員で構成する。

第2章 目的と事業

(目的)

第3条 この支部の目的は組合員の強固な組織と団結により、次の事項を実現することにある。

- (1) 組合員の雇用確保と労働条件の維持改善
- (2) 組合員の共同福利の増進
- (3) 会社事業の発展に寄与する
- (4) 自由で公正な社会の実現
- (5) 社会的責任と役割を自覚し、社会の発展に寄与する
- (6) 世界の全労働者と連帯して世界平和の確立に寄与する

(事業)

第4条 この支部は、支部規約第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 支部組合員の雇用確保と労働条件の維持・改善
- (2) 各種の調査研究と組合員へその周知
- (3) 教育文化活動の計画及び実施
- (4) その他の目的達成に必要なこと

第3章 組合員

(資格)

第5条 組合員となる資格は、労度協約に定める者を除き、KDD I 労働組合本部規約第2条に定める会社が直接雇用する社員の身分を得た時に始まり、失った時に終わる。なお、同第2条に掲げる会社間の転籍については資格を継続する。

2. 組合及び組合員の意思に反して解雇とされた者は、前項に拘わらず組合員たる資格を失わない。

第6条 組合員はいかなる場合においても人種、宗教、信条、性別、門地又は身分によって、組合員たる資格を奪われない。

(加入)

第7条 第5条第一項に該当する者が、組合に加入するときは、本部規約第8条に準じた所定の手続きを行なうこととし、中央執行委員会で承認された日から組合員としての権利と義務が生じる。

(脱退)

第8条 組合を脱退しようとする者は、本部規約第9条に準じた所定の手続きを行うこととする。

(権利)

第9条 組合員には次の権利がある。

- (1) 組合活動によって生じる利益を平等に受ける権利
- (2) 選挙権並びに被選挙権
- (3) 各機関並びに役員を自由に批判する権利
- (4) 会計帳簿、議事録、その他組合に関するあらゆる書類を閲覧する権利
- (5) 処罰に対し、上級議決機関に提訴し、並びに弁護する権利

(義務)

第10条 組合員には次の義務がある。

- (1) 綱領、規約、決議及びこれに従って執行する執行機関の業務への協力、その統制に服する義務
- (2) 組合費を納める義務

(表彰)

第11条 組合員が組合に貢献し、功労のあった者は議決機関によって表彰されることがある。

表彰の具体的措置は、支部執行委員会がその都度決定する。

(処罰)

第12条 組合員は次の行為をしたときは、議決機関によって処罰を受ける。

- (1) 規約及び議決機関の決議に反し、統制を乱した場合
- (2) 組合の名誉を著しく汚し、若しくは損害を与えた場合
- (3) 正当な理由なくして組合費を3ヶ月以上滞納した場合

第4章 構成

(組織)

第13条 この支部は、次の組織をもつ。

- (1) 支部
- (2) 分会
- (3) 部会

(分会)

第14条 分会の構成、管轄及び業務内容は、別表1のとおりとする。

(部会)

第15条 部会は分会の構成が複数事業所にまたがる場合にのみ置くことができる。

第5章 機関

(機関の種類)

第16条 この支部に次の機関を置く。

- (1) 支部大会
- (2) 支部委員会
- (3) 支部執行委員会
 - ① 分会代表者会議
 - ② 分会連絡会

上記のうち、(1) 支部大会及び(2) 支部委員会を以降、「議決機関」と称す。

第1節 支部大会

(性格と構成)

第17条 支部大会は、この支部の最高議決機関であつて、支部大会代議員、支部役員および選挙管理委員会で構成する。

(招集)

第18条 支部大会は、毎年1回支部長が招集する。

但し、次の場合支部長は、会議の目的を明示して臨時に招集しなければならない。

- (1) 支部委員会が必要と認めたとき
- (2) 支部執行委員会が全員一致で必要と認めたとき
- (3) 組合員の3分の1以上の請求があつたとき

(告示)

第19条 支部長は、支部大会開催14日前までに、日程、議案、その他必要な事項を組合員に告示しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、7日前までに短縮することができる。

(支部大会代議員の選出)

第20条 支部大会代議員は、別表2の選挙区及び選挙基準により、原則として支部大会開催30日前の組合員数によりその都度選出し、欠員が生じたときは補選する。

2 代議員の選出は、組合員の直接無記名投票により行う。

(附議事項)

第21条 次の事項は支部大会の議を経なければならない。

- (1) 支部規約・規程類の改正
- (2) 支部の運動方針
- (3) 地域的な他団体への加入又は脱退
- (4) 予算、決算及びその改訂
- (5) 臨時組合費の徴収
- (6) 組合員の表彰
- (7) 組合の解散
- (8) 全国大会付議事項

(会議の成立)

第22条 支部大会は、支部大会代議員の3分の2以上の出席によって成立する。

(議長及び副議長)

第23条 議長及び副議長（以下、「議長団」と称す）は、その都度支部大会代議員の中から互選により決定される。

(議事の決定)

第24条 議事は、出席支部大会代議員の過半数によって決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。

第25条 第21条の(1)及び(7)は、支部大会代議員の直接無記名投票によらなければならない。

- 2 前項の場合は、前条の規定にかかわらず、全支部大会代議員の過半数の賛成を必要とする。

(議案の提出)

第26条 大会議案を提出できるものは次のとおりとする。

- (1) 支部執行委員会
- (2) 職場
- (3) 代議員
- (4) 大会が特に認めたもの

2 職場および代議員より提出される議案は原則として大会前日の正午までに提案理由を付して文書で支部執行委員会に付託しなければならない。

3 提出される議案が修正案の場合は修正箇所、修正内容、職場名または代議員名を明記し、修正提案理由を必ず付記しなければならない。

(緊急動議)

第27条 大会代議員は課題とは別に独立して審議する事項については、緊急動議を提出することができる。

2 緊急動議の取扱い方は議長団の議を経て決める。但し、事由が明白であり、かつ、適用である場合は、直ちに審議に入ることができる。

第2節 支部委員会

(性格と構成)

第28条 支部委員会は、支部大会に次ぐ議決機関であって、支部委員、支部役員および選挙管理委員会で構成する。

(招集)

第29条 支部委員会は、年1回支部長が招集する。

但し、次の場合支部長は、会議の目的を明示して臨時に招集しなければならない。

- (1) 支部執行委員会が全員一致で必要と認めたとき
- (2) 支部委員の3分の1以上の請求があったとき

(告示)

第30条 支部長は、支部委員会開催14日前までに、日程、議案、その他必要な事項を組合員に告示しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、7日前までに短縮することができる。

(支部委員の選出)

第31条 支部委員は、別表2の選挙区及び選挙基準により、原則として支部委員会開催30日前の組合員数によりその都度選出し、欠員が生じたときは補選する。

2 支部委員の選出は、組合員の直接無記名投票により行う。

(附議事項)

第32条 次の事項は支部委員会の議を経なければならない。

- (1) 支部規約・規程類の改正
- (2) 運動方針に基づく具体的行動のうち特に重要なもの
- (3) 予算の変更
- (4) 臨時組合費の徴収
- (5) その他支部大会からの委任事項
- (6) 中央委員会付議事項

(会議の成立)

第33条 支部委員会は、支部委員の3分の2以上の出席によって成立する。

(議長及び副議長)

第34条 議長及び副議長は、その都度支部委員の中から互選により決定される。

(議事の決定)

第35条 議事は、出席支部委員の過半数によって決定する。但し、可否同数のときは議長が決定する。

第36条 第32条の(1)及び(4)は、支部委員の直接無記名投票によらなければならない。

- 2 前項の場合は、前条の規定にかかわらず、全支部委員の過半数の賛成を必要とする。

(議案の提出)

第37条 委員会議案を提出できるものは次のとおりとする。

- (1) 支部執行委員会
- (2) 職場
- (3) 支部委員
- (4) 支部委員会が特に認めたもの

2 職場および支部委員より提出される議案は原則として委員会前日の正午までに提案理由を付して文書で支部執行委員会に付託しなければならない。

3 提出される議案が修正案の場合は修正箇所、修正内容、職場名または支部委員名を明記し、修正提案理由を必ず付記しなければならない。

(緊急動議)

第38条 支部委員は課題とは別に独立して審議する事項については、緊急動議を提出することができる。

2 緊急動議の取扱い方は議長団の議を経て決める。但し、事由が明白であり、かつ、適用である場合は、直ちに審議に入ることができる。

第3節 支部執行委員会

(性格と構成)

第39条 支部執行委員会は、支部大会、支部委員会の決定事項を執行する機関であって、役員（会計監査を除く）で構成する。

2 支部執行委員会のうち、分会代表者により開催するものを分会代表者会議、分会内で開催するものを分会連絡会という。

(義務)

第40条 支部執行委員会は、執行した一切の業務について、支部大会と支部委員会に対して責任を負う。

(分会代表者会議の招集)

第41条 分会代表者会議は必要に応じ支部長が招集する。但し、役員 $\frac{3}{10}$ 以上の請求があったときは招集しなければならない。

(分会代表者会議の成立)

第42条 分会代表者会議は、支部長、分会長、事務局長、事業部長のうち $\frac{3}{2}$ 以上の出席によって成立することとし、分会長からの委任により当該分会執行委員が出席する場合も成立要件に含むものとする。なお、支部長が必要と認めたときは全執行委員を招集することができる。

(分会連絡会の招集)

第43条 分会連絡会は、必要に応じ分会長が招集する。但し、分会役員 $\frac{3}{10}$ 以上の請求があったときは招集しなければならない。

(分会連絡会の成立)

第44条 分会連絡会は、分会員 $\frac{3}{2}$ 以上の出席によって成立する。

第6章 役員及び職場委員

第1節 役員

(役員の数)

第45条 この支部に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 支部長 | 1名 |
| (2) 副支部長 | 12名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 執行委員 | 36名 |
| (5) 会計監査 | 3名 |

(役員の任務)

第46条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 支部長はこの支部を代表し、すべての業務を総括し一切の責任を負う。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときはその代理をする。また、担当する事業部または分会業務を統括する。
- (3) 事務局長は支部長を補佐し、事業部を統括、運営する。
- (4) 執行委員は支部長、副支部長および事務局長を補佐し、組合業務を分担する。
- (5) 会計監査はこの支部の会計を監査する。

(役員義務)

第47条 役員はこの支部の業務に専念する義務があり、正当な理由なくして会議に欠席することはできない。

(役員選出)

第48条 役員は、別表3の選挙区及び選出基準により選出する。なお、役員選出は、別に定める選挙規定により選出し、欠員が生じた場合は補選する。

(役員任期)

第49条 役員任期は定期支部大会終了後から次期定期支部大会終了までとし、補選者は前任者の残存期間とする。

第50条 会社の懲罰対象、および支部規約に違反する組合役員解任を求める事態が生じた場合、支部執行委員会の承認を経て、任期を終了させることができる。

第51条 欠員又は、事業部内の構成員配置換えに伴い、分会及び、事業部の活動機能が著

しく低下すると認められる場合には、活動機能向上を目的とした人員配置のため、支部執行委員会の承認を経て、任期を終了させることができる。

第2節 職場委員

(職場委員の任務)

第52条 職場委員は、支部執行委員会の指示・要請に基づき、職場における組合運動の浸透・徹底を図るため、職場活動を行う。

(職場委員の選出)

第53条 職場委員は、支部執行委員会で確認する選出区及び選出数により、職場の互選で選出し、欠員が生じた場合は補うこととする。

(職場委員の任期)

第54条 職場委員の任期は、定期支部大会から次期定期支部大会までとし、補選者は前任者の残存期間とする。

第7章 事業部

(事業部)

第55条 支部執行委員会のもとに、次の事業部を置く。

- (1) 総務部
- (2) 労働政策部
- (3) 組織部
- (4) 企画部
- (5) 教育宣伝部

(構成)

第56条 各事業部に部長を置き、必要に応じて副部長及び部員を置くことができる。

- 2 部長及び副部長は、執行委員の互選で決定する。

(運営)

第57条 事業部の運営は支部執行委員会において定める。

(業務)

第58条 事業部は、別に定める事業部細則に準じて業務を行う。

(出納)

第59条 支部会計の支出収入に関する事項については、事務局長に報告するとともに支部執行委員会の承認を受ける。

(報告)

第60条 各事業部の業務内容については、支部執行委員会に報告し承認を受ける。

第8章 検討委員会

(検討委員会)

第61条 この支部は、専門的に検討・調査が必要な政策、または、案件が生じた場合に、支部執行委員会の承認を経て検討委員会を設置することができる。

(委員)

第62条 検討委員会の委員は、支部長が任命する。

(報告)

第63条 各検討委員会は、その検討結果を直近の支部執行委員会に報告する。

第9章 選挙

(選挙の取り扱い)

第64条 この支部のすべての選挙の取扱いは別に定める。

第10章 会計

(収入)

第65条 この支部の経費は、次の収入で賄う。

- (1) 年間予算に応じた中央本部からの配算
- (2) 預金利子
- (3) 寄付金
- (4) その他

(支出)

第66条 この支部の支出は、支部規定（会計細則の項）による。

(会計年度)

第67条 この支部の会計年度は8月1日から翌年7月31日までとする。

(会計監査)

第68条 会計監査は、原則として6ヶ月毎に実施し、議決機関に監査報告を行う義務を負う。但し、会計監査が必要と判断した場合は、随時、監査を行うことができる。

(会計の責任)

第69条 財産の管理は総務部長が行い、収入と支出は支部執行委員会が責任を負う。

- 2 会計上の責任は、議決機関において承認を得なければその責任は免除されない。
- 3 前項の場合、会計監査は調査の内容及び意見を詳細に報告しなければならない。

(予備費の支出)

第70条 予備費の支出は議決機関の承認を得なければならない。

(予算の変更)

第71条 予算の変更(組替、修正及び補正)をしようとするときは、議決機関の議を経なければならない。

(細則)

第72条 会計に関する会計細則は別に定める。

第 1 1 章 旅費規定

第 7 3 条 この支部の役員及びその他の者に対する旅費の支給については、本部規約の旅費規定に準ずる。

第12章 附則

(規約の解釈)

第74条 この規約の解釈について疑義が生じた場合は、支部大会で決定する。但し、緊急止むを得ない場合は、支部執行委員会の議を経て運用し、直近の議決機関にその旨報告して承認を求める。

(準用規定)

第75条 この規約に別に定めない事項については、本部規約を準用する。

(規約の施行)

第76条 この規約は、昭和28年4月10日から施行する。

昭和30年	8月27日	一部改正
昭和33年	6月5日	一部改正
昭和34年	7月16日	一部改正
昭和38年	7月17日	一部改正
昭和40年	5月20日	一部改正
昭和41年	7月25日	一部改正
昭和47年	7月14日	一部改正
昭和49年	7月16日	一部改正
昭和50年	7月23日	一部改正
昭和51年	7月9日	一部改正
昭和53年	7月20日	一部改正
昭和55年	7月23日	一部改正
昭和57年	7月7日	一部改正
昭和60年	7月9日	一部改正
昭和61年	7月16日	一部改正
昭和62年	7月15日	一部改正
平成3年	7月10日	一部改正
平成4年	7月1日	一部改正
平成8年	7月15日	一部改正
平成9年	7月8日	一部改正
平成10年	7月10日	一部改正
平成12年	7月5日	一部改正
平成12年	11月27日	一部改正
平成14年	7月8日	一部改正
平成15年	2月19日	一部改正
平成15年	7月22日	一部改正
平成18年	8月1日	一部改正

平成23年	7月 8日	一部改正
平成24年	7月 6日	一部改定
平成25年	7月 5日	一部改定
平成26年	2月15日	一部改定
平成26年	7月 4日	一部改定
平成27年	2月13日	一部改定
平成27年	7月 3日	一部改定

別表 1

分会の構成、管轄及び業務内容は次の通りとする。

① 構成と管轄

コーポレート分会（新規事業統轄本部、事業統括部含む）

技術統括分会

ソリューション分会

グローバル分会

コンシューマ分会

商品・CS統括分会

飯田橋駅前・アイマーク分会

② 業務内容

- ・分会内の組合員情報の管理
- ・職場会運営（日時場所等設定、資料準備）
- ・分会担当の会社側代表者との各種対応
- ・その他意見収集、問い合わせ対応

別表 2

(支部大会代議員、支部委員の選挙区と選出基準)

支部大会代議員及び支部委員の選挙区および選出基準は原則として次のとおりとする。

1. 選挙区は、原則として分会ごとに本部を単位とする。ただし、部やグループの単位で当該支部に所属する部門がある場合には、組織部長が適切な分会へこれらの部門を併合し、選挙区を決定し、その選挙区について支部執行委員会にて承認を受けるものとする。

3. 前項での選挙区ごとに定員を次の通り決める。

(1) 組合員 50 名以下の場合は定員 1 名

(2) 組合員 51～100 名の場合は定員 2 名

(3) 組合員 101 名以上の場合は定員 3 名

別表 4

(職場委員の選出と任期)

支部職場委員は原則として次のとおり選出する。

1. 職場委員の選出は、KDD I 本体においてはグループ、出向職場においては室・部およびこれに準ずる組織を単位として1名選出する。但し、10名以下の場合は、職場実態に応じて、その都度、支部執行委員会が決定する。
2. 職場委員の任期は定期支部大会から次期定期支部大会までとする。但し、欠員が生じた時は再選出することとし、その任期は前任者の残存期間とする。

Ⅱ. 本社中央支部給与規程

(役員手当)

第1条 中央本部より定められた手当を中央本部が支給する。

(職場委員手当)

第2条 この支部の職場委員手当は月額1,000円とする。
但し、1ヶ月以上にわたり行動しなかった場合は支給しない。

(時間外手当)

第3条 なし

(休暇補償費)

第4条 1. 組合員が年次休暇をとり、組合業務に従事したときは、半日の年休取得は4,000円、一日の年休取得は8,000円の休暇補償費を支給する。
また、時間休を取得した場合は、1時間あたり1,000円の休暇補償費を支給する。
2. 支部役員および組合員が支部大会または支部委員会に出席のため組合休暇をとった場合、または支部役員が緊急支部執行委員会出席等のため組合休暇をとった場合は、本人日額相当額に諸手当減額分を加えた額を補償する。
3. 支部役員としてやむを得ない事由により組合活動のため就業しないときには、時間(時分)を単位とする組合休暇を取得することができ、前二項と同様にそれを補償する。
4. 支部役員及び組合員が、労組業務の能力や効率向上のために参加すべき勉強会、または、支部役員が運営すべき各種事業に伴い就業しない時間が発生する場合に組合休暇を取得でき、本条第1項及び第2項と同様にそれを補償する。

(行動費)

第5条 組合員が次の組合業務にて行動した場合には1時間あたり1,000円を支給する。なお、支部大会または支部委員会への参加の場合は支給しない。

1. 組合員が会議(分会長が招集する分会内の会議で職場会を除くもの)に参加したとき。
2. 選挙管理委員会が職務を実行したとき。
3. 組合員が選挙管理委員会から委任を受け、職務を実行したとき。
4. 会計監査が職務を実行したとき。
5. 組合員が執行部(中央本部、支部長または副支部長)の指示に従い行動した

た

とき。

6. 執行委員が行動した時は活動実績に応じて支給する。ただし、「団体交渉・事務折衝等の会社との協議」、「支部執行委員会等の諸会議への参加」

は対象外とする。

附 則

(明文のない事項の取り扱い)

第6条 この規程に明文のない事項は事務局長が決定し支部執行委員会の承認を得なければならない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は支部大会または支部委員会の承認を必要とする。

(施行月日)

第8条 以上の規程は昭和28年4月14日より施行する。

昭和30年	8月27日	一部改正
昭和33年	6月5日	一部改正
昭和34年	7月16日	一部改正
昭和38年	7月17日	一部改正
昭和40年	5月20日	一部改正
昭和41年	7月25日	一部改正
昭和47年	7月14日	一部改正
昭和49年	7月16日	一部改正
昭和50年	7月23日	一部改正
昭和51年	7月9日	一部改正
昭和53年	7月20日	一部改正
昭和55年	7月23日	一部改正
昭和57年	7月7日	一部改正
昭和60年	7月9日	一部改正
昭和61年	7月16日	一部改正
昭和62年	7月15日	一部改正
平成3年	7月10日	一部改正
平成4年	7月1日	一部改正
平成8年	7月15日	一部改正
平成9年	7月8日	一部改正
平成10年	7月10日	一部改正
平成12年	7月5日	一部改正
平成12年	11月27日	一部改正
平成14年	7月8日	一部改正
平成15年	2月19日	一部改正
平成15年	7月22日	一部改正
平成18年	8月1日	一部改正

平成23年	7月 8日	一部改正
平成24年	7月 6日	一部改正
平成26年	7月 4日	一部改正
平成27年	2月13日	一部改正

Ⅲ. 本社中央支部選挙細則

(役員選挙日程および期日)

- 第1条 役員選挙は、原則として毎年6月に行う。
- 第2条 選挙の告示は、選挙管理委員会が立候補受付開始の日の5日前までに行う。
- 第3条 立候補の受付期間は5日間とする。
- 第4条 立候補の名簿を公示する期間は7日間とする。
- 第5条 選挙の投票期間は9日間とする。
- 第6条 事情止むを得ない場合は、選挙管理委員会の議を経て前各条の日程および期間を変更することができる。

(投票)

- 第7条 投票は、交付された投票用紙に自ら記載し、その選挙の投票期間中に、所定の投票箱に投票しなければならない。但し、選挙管理委員会が認定した場合は、投票用紙を郵送し、投票締め切りまでに当該選挙管理委員会に到着したものを有効とする。
- 第8条 次にかかげる場合は、選挙管理委員会に申し出て投票期間前に投票することができる。
1. やむを得ない用務または事故等のため投票期間中欠勤もしくは休暇とするとき。
 2. 業務のため投票期間中に出張しなければならないとき。

(無効投票)

第9条 次の各号に該当するものは無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの。
2. 候補者の氏名以外を書いたもの。
3. 単記のときに2名以上の氏名を書いたもの、ならびに完全連記のとき不完全連記したもの。
4. 候補者の氏名が確定できないもの。

(役員選挙方法)

第10条 役員選挙は、定員数の単記または連記とする。

(代議員選挙方法)

第11条 代議員選挙は、選挙区ごとに定員数の単記または連記とする。

(支部委員選挙方法)

第12条 支部委員選挙は、選挙区ごとに定員数の単記または連記とする。

(選挙管理委員選挙方法)

第13条 選挙管理委員選挙は、定員数の不完全連記とする。

(信任投票)

第14条 立候補の数が、その選挙の定員数と等しいときあるいは定員数に満たなかった場合は、信任投票を行なう。但し、選挙管理委員会が必要に応じ、信任投票は省略し候補者を当選人とすることができる。
信任投票における当選には、有効投票数の3分の2以上の信任を必要とする。

(当選人)

第15条

1. 有効投票の最多数を得たもの(定員2名以上のときは最多数を得たものから得票順に定員数と同一の順位までのもの)を当選人とする。
2. 得票数が同じときは同点者のみにおいて再選挙を行ない当選人を決定する。但し、期日に間に合わぬときは合議または抽選によりこれに代えることができる。

(当選人の発表)

第16条 開票終了後、選挙管理委員会は選挙の結果を発表する。この発表には、投票数、有効投票数、無効投票数、候補者別得票数、順位、当選および次点の区別を記載しなければならない。

(選挙運動)

第17条 支部組合員および当該選挙の候補者は、この細則に定められた事項および選挙管理委員会で指示した事項に従い、立候補の日から投票期間の前日まで選

挙運動を行なうことができる。

(選挙運動の制限)

- 第18条 前条による選挙運動を行なう者は、次に掲げる各号を守らなければならない。
1. 選挙運動のための文書掲示は、次により選挙管理委員会に提示して、検印を受けた後、指示する掲示板に行なう。
 - (1) 大きさはB5版以内の片面で一種類
 - (2) 枚数は当該選挙区掲示板と同数
 - (3) 内容は個人の中傷にわたってはならない。
 - (4) 推薦人
 - (イ) 推薦人本人にあらかじめ了解を得なければならない。
 - (ロ) 同一期間中に行なわれる、すべての選挙に立候補しているものは、推薦人となることは出来ない。
 - (5) 検印は1回限りとし、文書の返却は提出した翌日(24時間後)以降とする。
 2. ビラ配布および選挙演説は行なえない。

(公報)

- 第19条 選挙管理委員会は、選挙公報を発行しない。

附 則

(明文のない事項の取り扱い)

- 第20条 この細則に明文のないときは、規定に抵触しない範囲で選挙管理委員会で決定することができる。

(改廃)

- 第21条 この細則の改廃は支部大会または支部委員会の承認を必要とする。

(施行月日)

第22条 この細則は昭和33年6月5日より施行する。

昭和38年	7月17日	一部改正
昭和40年	1月29日	一部改正
昭和42年	1月26日	一部改正
平成2年	7月12日	一部改正
平成4年	7月1日	一部改正
平成12年	7月5日	一部改正
平成12年	11月27日	一部改正
平成18年	8月1日	一部改正

IV. 会計細則

本社中央支部会計細則

(目的)

第1条 この細則は、会計に関する事務を適確にするために定める。

(帳簿)

第2条 会計帳簿の種類および閉鎖した帳簿類の保存期間は次のとおりとする。

1. 主要帳簿
 - (1) 金銭出納帳 5年
 - (2) 経費明細簿 5年
2. 台帳
 - (1) 備品台帳 永年
3. 伝票
 - (1) 収入伝票 5年
 - (2) 支出伝票 5年

(予算の総括および編成)

第3条 総務部長は、次年度予算編成に当たっては各部の所要経費の総括を行ない、予算案を作り、支部執行委員会の審議を経て定期支部大会に上提しなければならない。

2 総務部長は、当該年度の途中において予算を変更する必要が出てきた場合、修正予算案を作成し、支部執行委員会の審議を経て支部委員会に上程しなければならない。

(指摘事項)

第4条 総務部は会計監査の監査および指導を受け、支部大会または支部委員会の確認による指摘事項を忠実に実行する。

(金銭出納)

第5条 金銭の出納は総務部が行ない、上部負担金を除く支払いは各事業部を通じて総務部に支払請求されたものにより行なう。

(査定)

第6条 支払請求について総務部が不当と認めた場合および査定を必要とするときは総務部が再検討を行ない決定する。

(支払の原則)

第7条 支払いは精算払いを原則とし、総務部の認めた場合を除いてはすべて領収書を添付する。

(支払書式)

第8条 支払いは請求本人に対して行ない、総務部が確認するときを除き、本人署名および認印によらなければならない。但し、乗車券は総務部が認定して交付する。

第9条 会計様式は総務部で定めたものを使用し、支出精算書に基づいて現金を支払う。

(内部索制制度)

第10条 総務部長は収入、支出に関する事項については事務局長に報告するとともに、毎月金銭出納簿残高と現金および預金残高の確認をうけ、執行委員会に報告する。

(決算報告)

第11条 1. 総務部長は毎期末までに当期の決算報告書を作り、執行委員会の審議を経て、会計監査の監査を受け、支部大会に提出しなければならない。
2. 決算報告書は次の各号により作成し、永久に保存する。
(1)収支計算書
(2)繰越金内訳書
(3)組合財産明細書

附 則

(施行月日)

第12条 この細則は昭和28年4月1日より施行する。

昭和30年	8月27日	一部改正
昭和33年	6月5日	一部改正
平成10年	7月10日	一部改正
平成12年	11月27日	一部改正
平成16年	7月20日	一部改正
平成18年	8月1日	一部改正

V. 本社中央支部事業部細則

第1条

本社中央支部事業部の分掌は次のとおりとする。

1. 総務部

- ・ 支部の人事管理に関する事
- ・ 規約、規定の管理に関する事
- ・ 財務管理及び予算案の作成、決算に関する事
- ・ 資材調達、組休等の申請、給与及び諸手当の支給に関する事
- ・ 文書の発送および保管に関する事
- ・ 電通共済事業に関する事
- ・ 庶務全般に関する事

2. 労働政策部

- ・ 労働安全衛生対策に関する事
- ・ 福利厚生施策（制度）の改善に関する事
- ・ 生活環境向上に関する事
- ・ 出向に関する活動の具体的企画実施に関する事
- ・ 出向関連政策の把握及び出向者の労働条件の改善に関する事
- ・ 出向者、出向先会社の調査及び情報収集に関する事
- ・ 賃金制度、処遇等の改善に関する事
- ・ 各種政策、合理化内容の把握に関する事
- ・ 春季生活闘争に係る運営、企画に関する事
- ・ 各種調査分析に関する事

3. 組織部

- ・ 組合活動全体の企画に関する事
- ・ 組織状況（組合員名簿の収録保管）の調査管理に関する事
- ・ 上部団体、他支部との連絡提携、外部との交渉に関する事
- ・ 組合活動の具体的な実施運営に関する事
- ・ 議事の記録保管に関する事

4. 企画部

- ・ 女性特有の問題把握と対策の検討
- ・ 組織強化・連帯に関する文化レク行事の企画・運営
- ・ 組織拡大・組合加入の企画・展開に関する事

5. 教育宣伝部

- ・支部活動の広報や情報等の発行に関する事
- ・支部役員等の教育活動の企画、立案、指導に関する事
- ・組合活動に関する教育や啓蒙に関する事

この細則は昭和33年6月5日より施行する。

昭和34年	7月16日	一部改正
昭和51年	7月9日	一部改正
昭和55年	7月23日	一部改正
平成3年	3月1日	一部改正
平成5年	7月16日	一部改正
平成9年	2月17日	一部改正
平成9年	7月8日	一部改正
平成12年	11月27日	一部改正
平成14年	7月8日	一部改正
平成15年	7月22日	一部改正
平成16年	7月20日	一部改正
平成18年	8月1日	一部改正
平成19年	6月29日	一部改正
平成20年	7月4日	一部改正
平成24年	7月6日	一部改正
平成26年	7月4日	一部改正
平成27年	7月3日	一部改正